

発議第1号

議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算
(第2号) に対する附帯決議について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、議案第56号令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和7年9月30日提出

東伊豆町議会議長 栗原 京子 様

提出者 東伊豆町議会議員

鈴木伸和

賛成者 東伊豆町議会議員

柳山 鄭 雄
塩井 政 明
稲葉 義 仁
西塚 孝 男
須佐 緯 子
村 木 脩 一
田 山 慎 一
山 田 豪 志
山 田 直 志
定居 利 子

議案第56号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算
(第2号) に対する附帯決議について

この度の令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)には、浄水場建設に伴う用地取得費として土地購入費8,000千円が計上されている。新浄水場の建設については、これまで折に触れ説明をいただいているが、今回の候補地が本当に適しているのか、何か課題はないのか等について、十分の説明及び議論が尽くされたとは言い難い。また、水道事業をめぐっては、議会としては新浄水場を含めた事業の全体像や見通しにやや不透明な部分があるとも感じている。

よって予算執行に当たっては以下の点に留意し、丁寧な対応を図るよう強く求める。

記

- 1 新浄水場建設候補地購入に関する予算の執行については、今後の議会への事前説明及び同意を得た上でおこなうこと。
- 2 新浄水場の建設は、地元住民の好意と協力があってはじめて円滑に進められるものと理解している。事業遂行にあたっては住民への説明の機会を十分に設け、理解不足による軋轢等を生まないように、しっかりと準備をおこなうこと。

以上、決議する。

令和7年9月30日

東伊豆町議会